

漁業物価高騰対応費（電気代）補助金実施要領

（趣旨及び目的）

第1条 この事業は電気料金の高騰が県内漁業協同組合等の経営に及ぼす影響を緩和するため、高騰した電気料金の経費に対し支援する。この事業の実施については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）及び漁業物価高騰対応費（電気代）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定によるもののほか、この要領に定めるところによる。

（申請書の提出期日等）

第2条 要綱第3条第1項の期限は、事業対象期間が令和5年4月1日から9月末日までの補助金申請書提出期限は令和5年10月31日までとし、事業対象期間が令和5年10月1日から令和6年3月末日までの補助金申請書提出期限は令和6年4月30日までとし、事業対象期間が令和6年4月1日から令和6年5月末日までの補助金申請書提出期限は令和6年9月30日までとする。

2 規則第3条第2項の規定による申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- （1） 要綱別表に該当する事業を行っていることを確認できる直近事業年度の業務報告書の表紙、事業概況および損益計算書の写し
- （2） 事業期間内各月の電気料金を確認できる請求書等の写し
- （3） その他知事が必要と認める書類

（実績報告）

第3条 規則第12条1項の規定による実績報告書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- （1） 事業期間内各月の電気料金の支払金額を確認できる領収書または通帳の写し等
- （2） その他知事が必要と認める書類

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年7月6日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年2月7日から施行する。
- 3 この要領は、令和6年7月22日から施行する。